

(愛媛県報平成28年10月18日第2817号外1別記)

平成28年度

行政監査結果報告書

(毒物劇物の適正な管理について)

平成28年9月

愛媛県監査委員

目 次

第 1 監査の概要

1 監査の目的	1
2 監査の主な着眼点	1
3 監査の対象	2
4 監査実施期間及び監査実施方法	2
5 毒物劇物の保管等の状況	2

第 2 監査の結果

1 組織的管理の仕組みの有無について	4
2 受入(購入)の意思決定・手続の適正性について	4
3 保管・管理の適正性について	5
4 使用・廃棄処分の適正性について	6
5 非常事態等への備えについて	7

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、「毒物劇物の適正な管理について」をテーマとして実施した。

1 監査の目的

県には、県立学校をはじめ、行政目的達成のため、毒物劇物を保有する機関が多数存在しているが、毒物劇物の管理方法は関係法令等で厳格に規定され、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）において「業務上取扱者」とされている県には、盗難・紛失防止の措置を行うことや、容器や貯蔵場所に毒物劇物の表示を行うことなど、毒物劇物を適正に保管、管理することが求められている。

しかしながら、毒物劇物の管理については、取扱者の異動等の状況により、管理意識の希薄化や管理の惰性化等も懸念される場所である。

毒物劇物はその取扱いによっては保健衛生上大きな危害を及ぼす恐れがあり、今後発生が懸念される南海地震等の大規模災害への備えとして、毒物劇物の外部流出の未然防止策等も予め講じておく必要があることから、県の機関における毒物劇物の保管状況及び管理体制を検証し、適正な管理に資することを目的とする。

2 監査の主な着眼点

- (1) 組織的管理の仕組みの有無について
 - ・毒物劇物危害防止規定等を整備しているか
 - ・毒物劇物取扱責任者を指定しているか
- (2) 受入(購入)の意思決定・手続きの適正性について
 - ・購入時の意思決定手続きは適正か
 - ・納品時の確認、記録等に不備はないか
- (3) 保管・管理の適正性について
 - ・保管庫や保管場所の施錠管理は適切か
 - ・保管庫や保管容器の転倒防止措置は適切か
 - ・保管場所、保管庫、保管容器への毒物劇物の表示は適正か
- (4) 使用・廃棄処分の適正性について
 - ・毒物劇物の使用実績が遺漏なく記録されているか
 - ・毒物劇物の在庫量の照合確認を定期的に行っているか
 - ・適正な在庫管理ができているか
 - ・長期未使用の毒物劇物の保管、廃棄は適切に行われているか
- (5) 非常事態等への備えの適正性について

- ・ 事故発生時を想定した連絡通報体制を構築しているか

3 監査の対象

監査対象機関は、県立病院及び警察署を除き、毒物劇物を保有するすべての機関とした。

4 監査実施期間及び監査実施方法

(1) 監査実施期間

平成 27 年 11 月から平成 28 年 9 月まで

(2) 監査実施方法

毒物劇物の保有状況及び管理状況について、監査対象機関から監査調書の提出を求め、提出された監査調書をもとに実地調査を行った。

5 毒物劇物の保管等の状況

部局	実地確認を行った機関数				計
	本庁	地方局	地方機関	県立学校	
総務部	1				1
企画振興部					
県民環境部			2		2
保健福祉部		6	3		9
経済労働部			5		5
農林水産部(支所・駐在含む)		7 (13)	9 (10)		16 (23)
土木部					
教育委員会			3	56	59
公営企業管理局			3		3
その他諸局					
計	1	13 (19)	25 (26)	56	95 (102)

※ () の数字は毒物劇物を保有する機関数

〈保管している機関が多い毒物劇物〉

	品目名	保管機関数	品目名	保管機関数
毒物	水銀	50	黄燐	23
劇物	水酸化ナトリウム	94	過酸化水素	72
	硫酸	89	アンモニア	69
	メタノール	83	フェノール	67
	水酸化カリウム	77	沃土	67
	硝酸	75	ホルムアルデヒド	65

第2 監査の結果

監査を実施したところ、一部の機関において保管場所の鍵の管理、保管庫・容器への毒物劇物の表示や転倒防止措置、受払の記録等について適正を欠く事例が見受けられたので、以下のとおり、監査の結果及び意見を述べる。

毒物劇物の保管管理を行っている全ての機関において、これらを参考にその取扱いについて適正な執行を期待するものである。

1 組織的管理の仕組みの有無について

ほとんどの機関において、毒物劇物危害防止規定等の内部規定が整備され、取扱責任者が設置されていたが、規定が未整備であったり、取扱責任者が設置されていない機関が一部見受けられた。

(1) 毒物劇物危害防止規定等について

毒物劇物危害防止規定等については、厚生労働省通知「毒物劇物危害防止規定について」により事業者の自主的な規範とされてはいるが、一方、厚生労働省通知の「毒物劇物監視指導指針の制定について」において、毒物劇物危害防止規定等の作成が求められていること、県の機関が毒物劇物の業務上取扱者として事故を未然に防ぎ、万一事故が発生した場合に的確な対応を行うためには、管理体制や事故対応策等を予め整備し、周知しておくことが望ましいことから、規定が未整備であった4機関においては、管理体制や緊急連絡体制のほか、毒物劇物の取扱い方法や点検方法等の事項を記載した規定の整備を図り、より一層の適正管理に努められたい。

(2) 取扱責任者の指定について

取扱責任者の設置については、厚生労働省通知「毒物劇物危害防止規定について」において、毒物劇物による危害防止のため、管理・責任体制を明確にすることが求められていることから、取扱責任者が設置されていなかった2機関においては、毒物劇物を直接取り扱う職員だけで管理するのではなく、取扱責任者を明確にし、より一層の安全管理に努められたい。

2 受入（購入）の意思決定・手続きの適正性について

毒物劇物を保有している機関のうち、ここ数年の間、新たな受入、購入実績のない機関が数機関あったが、毒物劇物を譲受し、または購入した実績のある機関においては、受入、購入の意思決定や手続きはおおむね適正に行われていた。しかし、一部の機関において、在庫量を十分把握しないまま調達するなどの事態も見受けられた。

必要量以上の毒物劇物の購入は経費の無駄はもとより、結果的に長期在庫を生じさせるとともに、適正管理を求められることから、長期保有在庫を少なくし、事故防止等の管理の省力化を図る観点から、新規購入にあたっては必要量を精査し、購入数量の適正化に努められたい。

3 保管・管理の適正性について

毒物劇物はその取扱いによっては、保健衛生上大きな危害を及ぼす恐れがあることから、その保管管理は厳格、適正に行う必要があるところ、一部の機関において、保管場所の施錠や容器への毒物劇物の表示、転倒防止措置等について適正を欠く事例も見受けられた。

(1) 保管庫や保管場所の施錠管理について

毒物劇物の盗難・紛失を防止するために、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付薬発第313号厚生省薬務局長通知。以下「厚生省局長通知」という。）で、毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされているところ、一部の機関において、施錠忘れがあったほか、鍵が容易に持ち出せる状態となっていたので、これら機関にあっては、施錠確認の徹底及び鍵の管理方法を見直されたい。

(2) 保管庫や保管容器の転倒防止措置について

地震等により毒物劇物を保管する保管庫や容器が転倒し、飛散、流出等した場合は、近隣住民に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、毒物劇物の安全管理については、法において、毒物劇物が外に流出することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、一部の機関において、保管庫を床や壁等に固定することや、保管庫の棚から容器が転落するのを防止するための措置がなされていない実態が見受けられた。これら機関においては、保管庫を金具や器具等で床や壁に固定するとともに、保管容器はトレーや仕切りで区切るなどし、転倒、衝突、落下防止の措置を適切に講じられたい。

(3) 保管庫、保管容器等への毒物劇物の表示について

保管容器への「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」の表示については、法第12条1項において義務付けられている。保管容器の一部に表示がなかった機関においては、劣化により表示が取れた場合や別容器に移し替えた場合でも必ず表示を付け直し、毒物劇物であることが分かるようにされたい。

また、1 機関において、保管容器の代替としてペットボトル等に移し替えている実態が見受けられた。誤飲等を防ぐためにも専用容器を使用されたい。

4 使用・廃棄処分の適正性について

厚生省局長通知において、毒物劇物の保管管理の適正化を図るため、在庫量の定期的点検及び種類に応じた使用量の把握をすることが求められている。

盗難や紛失等の緊急時に備えるためにも、在庫量を正確に把握することが必要であるが、一部の機関において適正を欠く事例も見受けられた。

(1) 毒物劇物の使用実績の記録について

毒物劇物の適正な保管管理については、受払履歴を明らかにした管理記録簿等の整備が望まれるところ、一部の機関において記録簿等を作成していなかったり、紛失していた実態が見受けられた。

これらの機関においては、盗難や紛失の防止を図り、緊急時に的確な対応をするためにも管理記録簿等を整備し、適正な管理に努められたい。

(2) 在庫管理について

管理記録簿等が整備されている機関においても、長期に渡り受払及び使用状況を記録していなかったり、管理記録簿の内容が不十分で詳細な在庫量が不明であったり、また管理記録簿と在庫量の照合がなされていない実態が見受けられた。これらの機関では、品目別の受け払いの状況が確認できる管理記録簿等を整備し、定期的に在庫量との照合を行われたい。また照合した結果の記録及び供覧、取扱責任者による確認等により、組織内の情報共有化が図れるよう体制の充実に努められたい。

(3) 長期未使用毒物劇物の保管・廃棄について

監査対象とした多くの機関において、長期間未使用の毒物劇物を多数保有している実態が見受けられた。また、これらの機関では、処分に係る予算を確保できないことや、取扱者が専門的な知識を有しておらず、処分の適否を判断できないこと等から、使用見込みがないにもかかわらず、処分できないまま長期間にわたり保有、管理し続けている実態が見受けられた。

盗難や流出等の事故を回避するためにも、今後使用するものと使用見込みのないものを仕分けし、不要な毒物劇物は速やかに管理換えや廃棄処分を行うよう検討されたい。また廃棄にあたっては関係機関で集約するなどし、処分費用の節減や効率的な廃棄に努められたい。

5 非常事態等への備えについて

毒物劇物を保管する機関においては、事故を未然に防ぐことが重要であるが、万一が一事故が発生した場合などの不測の事態に備えるため、管理体制や事故対応策をあらかじめ整備し、職員に周知徹底しておくことも重要である。事故発生時の連絡通報体制や応急措置等の規定がない機関においては、これらを速やかに整備するとともに、職員への周知を図られたい。

また、SDSシートは毒物劇物の特性や、取扱い方法等が記載されており、これを備えておくことは適正な取り扱いのために有用であるので、未整備の機関にあつては収集、整理し、活用することが望まれる。